

市町村営繕担当職員の工事検査への臨場に関する要領

第1 目的

この要領は、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づき、北海道建設部建築局が所管する営繕工事の工事検査に市町村営繕担当職員の臨場を可能とし、検査技術等を習得してもらうことを目的として定める。

第2 対象工事

市町村営繕担当職員の工事検査への臨場（以下「臨場」という。）の対象工事は、建築局において発注された営繕工事とする。

ただし、解体・改修工事等で受け渡し行為が必要のない工事は除く。

第3 対象検査

臨場が可能な検査は、工事完成検査、でき形部分等検査、中間検査を対象とする。

第4 対象職員

臨場を可能とする者は、市町村に所属する職員とする。

第5 連絡調整

計画管理課、建築整備課、市町村、請負業者への連絡調整は、建築保全課工事検査室が行うものとする。

第6 対象とする市町村

臨場の対象とする市町村は、対象工事の施工箇所の市町村及び周辺市町村とする。

ただし、対象工事の施工箇所の市町村及び周辺市町村以外の受け入れを妨げるものではない。

第7 臨場手続き

臨場の手続きは、別途、運用において定めるものとする。

第8 留意事項

臨場に参加する者（以下「臨場者」という。）は、北海道が発注する請負工事に係る検査業務を実施していることに留意して、下記を遵守しなければならない。

- 1 臨場は、人材育成支援のための現場研修という性格から、臨場者はその場のやりとりについて、守秘義務を負うものとする。
- 2 臨場者は、検査当日はネームプレートなどで所属団体、名前、職名を明らかにし、現場代理人や監督員の指示に従わなければならないものとする。
- 3 臨場者は、その場のやりとりについて生じた疑問等について、原則、質問はできないものとする。質問がある場合は、臨場終了後、建築保全課工事検査室に提出することができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、臨場の実施に関し必要な事項は、建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年 7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 3日から施行する。